

第51回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

適用猶予事業・業務に時間外労働の上限規制が適用されます



働き方改革の一環として平成31年4月から労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されましたが、①工作物の建設の事業、②自動車運転の業務、③医業に従事する医師、④鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業（割愛しました。）は、時間外労働の背景に業務の特性や取引慣行に課題があり、時間外労働の上限規制の適用を5年間猶予されました。この間、上記の適用猶予事業・業務に検討が加えられ、令和6年4月1日（36協定の始期が令和6年4月1日以降が対象です。）から以下の時間外労働の上限規制が適用されることとなりました。

事業・業務	令和6年4月1日以降の時間外労働の上限規制の【概要】
工作物の建設の事業	①時間外労働が月45時間を超の回数 年間6回以内 ②時間外労働（休日労働を含まず） 年間720時間以内 ③時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内 ※災害の復旧・復興の事業については、③の適用なし
自動車運転の業務	①時間外労働が月45時間を超の回数 年間6回以内の規制の適用なし ②時間外労働（休日労働を含まず） 年間960時間 ③時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制の適用なし 【トラック自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）】 ①1年、1か月の拘束時間 年間3,300時間、月284時間以内 ②1日の拘束時間 13時間以内（上限15時間） ③運転時間 日9時間以内（2日平均）、月44時間以内（2週平均） ④連続運転時間 4時間以内（運転中断は原則休憩、合計30分以上）
医業に従事する医師	*医師を次の三つの水準に分けて時間外労働の上限規制を適用 ①A水準（診療従事勤務医） ・時間外労働が月45時間超の回数 年間6回以内とする規制の適用なし ・時間外労働（休日労働を含む） 年間960時間以内（休日を含む） ・時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内（休日を含む）とする規制の適用なし ②暫定B、B（地域医療確保暫定特例水準・医療機関を指定） ※特例適用は令和17年3月31日までで、以降はA水準適用とすることを目標 ・時間外労働が月45時間超の回数 年間6回以内とする規制の適用なし ・時間外労働（休日労働を含む） 年間1,860時間以内（休日を含む） ・時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内（休日を含む）とする規制の適用なし ③C-1、C-2（集中的技能向上水準・医療機関を指定） ※将来に向けて時間外労働の縮減を目指す ・時間外労働が月45時間超の回数 年間6回以内とする規制の適用なし ・時間外労働（休日労働を含む） 年間1,860時間以内（休日を含む） ・時間外労働と休日労働の合計 月100時間未満かつ複数月平均80時間以内（休日を含む）とする規制の適用なし 上記②暫定B、B及び③C-1、C-2は、【追加的健康確保措置】として「連続勤務時間制限28時間／勤務間インターバル9時間の確保／代償休息」が、就業上の措置として義務付けられています。

適用猶予事業・業務に時間外労働の上限規制が適用されるまで、あと11か月となりました。該当される事業所におかれましても準備されていることと思いますが、特に、運送業の方は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）が令和4年12月23日に改定され、令和6年4月1日から施行されます。厚生労働省のホームページでQ&A（令和5年3月31日付け基発0331第49号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正による改正後の解釈等について」）も公開されています。早めに確認されることをお勧めします。